

### ハラスメント等の雇用トラブルから企業を守る!!



# 雇用慣行賠償責任保険制度

(業務災害補償保険)

こんな場合に備える保険です。(注)

# 差別的行為



女性社員 12 人に対し、「昇進で差別」 一改正均等法施行を機に、損害賠償請求。

「男性社員に比べ著しい差別を受けており、 昇進・昇給の差別的取扱いを禁じた改正男女 雇用機会均等法に違反している」として損害 賠償請求訴訟を提起。

(2001年6月 大阪地裁)

# セクハラ



上司のセクハラで「会社の責任認定」 一損害賠償請求を容認。

運送会社に勤める女性社員(23)が、性的 嫌がらせを受け、出勤できなくなったとし て、上司の男性社員と同社を相手取り、賠償 金 220 万を請求。

(2012年6月 東京地裁)

# 不当解雇



「仕事がないことを理由に解雇を言い渡す。」 一解雇を無効に。

数年間黒字を維持しており直前まで仕事を獲 得していた会社で、突然仕事が無くなるとは 考えにくい。整理解雇の要件を満たさないと して解雇が無効に。

(2001年6月 大阪地裁)

(注) いずれも保険金のお支払いをお約束するものではありません。実際の保険金お支払いの可否は普通保険約款および特約の内容に従います。

保険期間:2019年3月1日(午後4時)より1年間

# 1. 主な特長

# ポイント①:幅広い雇用慣行賠償責任補償特約の補償!!

■ "対象となる行為(不当行為)"の範囲

| ①差別的行為          | ④人格権侵害  | ⑦報復的行為                           |  |
|-----------------|---------|----------------------------------|--|
| ② <u>ハラスメント</u> | ⑤不当評価等  | ⑧①∼⑦までの行為を防止する<br>ために必要な措置を講じる義務 |  |
| ③不当解雇等          | ⑥説明義務違反 | に違反する行為                          |  |

■補償対象者の範囲

パワハラ や不当評価も補償対象になるということですね!



「下請負人」、「派遣労働者」等への不当行為まで補償 ※この特約をセットする補償対象者に「下請負人」、「派遣労働者」等が含まれている場合に限ります。

■お支払いの対象となる損害

ポイント!



「損害賠償金」・「争訟費用」・「訴訟対応費用」まで支払対象

\*コンサルティング費用補償特約をセットすることにより、「法律相談費用」「広告宣伝活動費用」を補償対象とすることができます。

# ポイント②:納得の低廉な保険料を実現!!

### 各種割増引き制度により企業ごとのリスクに見合った保険料を実現しました。

| リスク診断割引   | 所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いた<br>だくことにより、最大 25%までの割引率が適用されます。   |
|-----------|--|
| 初年度メリット割引 | 所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただ<br>くことなどにより、最大 30%までの割引率が適用されます。 |
| 被保険者数割引   | 加入会員数に応じて、最大 20%までの割引率を適用することができます。                          |

## ポイント③: 充実した付帯サービス!!

メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

メンタルヘルスサポート

【受付時間】平日 10:00~17:00

○マネジメントサポート

○リハビリテーションサポート

○職場復帰サポート

○メンタルヘルスオプションサービス(有償)

法律 • 人事労務相談

【受付時間】平日 10:00~17:00

〇法律相談 (予約制)

〇人事労災相談(予約制)

〇税務相談(予約制)

# 2. ご加入プラン

# JISA業務災害補償保険 プラン(契約方式:人数方式) 【募集プラン】

| 補償内容        | 支払限度額※  |
|-------------|---------|
| 死亡補償・後遺障害補償 | 10万円    |
| 雇用慣行賠償責任補償  | 1,000万円 |
| コンサルティング費用  | 100万円   |

<sup>※</sup>支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

## 【保険料例】

事業種類コード94 J

(その他の各種事業(情報処理サービス業))の場合

| 人数       | 1名当たり保険料 | 全体保険料      |
|----------|----------|------------|
| 10名の場合   | 約4,155円  | 41,550円    |
| 30名の場合   | 約4,050円  | 121,500円   |
| 50名の場合   | 約3,898円  | 194,920円   |
| 100名の場合  | 約3,247円  | 324,670円   |
| 300名の場合  | 約2,502円  | 750,460円   |
| 500名の場合  | 約2,012円  | 1,005,790円 |
| 1000名の場合 | 約1,354円  | 1,354,360円 |

試算内容:死亡・後遺障害補償10万円、雇用慣行賠償責任補償特約1,000万円 コンサルティング費用補償特約

※リスク診断割引、初年度メリット割引、被保険者数割引のいずれも適用しない場合の 保険料です。



# 上記以外に別途以下割引が可能です

## 【その他割引】

| リスク診断割引   | 所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いた<br>だくことにより、最大 25%までの割引率が適用されます。   |
|-----------|--|
| 初年度メリット割引 | 所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただ<br>くことなどにより、最大 30%までの割引率が適用されます。 |
| 被保険者数割引   | 加入会員数に応じて、最大 20%までの割引率を適用することが<br>できます。                      |

# 3. ご契約の仕組み

#### ①保険契約者

この保険は(一社)情報サービス産業協会が保険契約者となる団体契約です。

#### ②申込人および記名被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。この保険の申込人および記名被保険者となれる方は、(一社)情報サービス産業協会の会員事業者の方です。

(注) 一人親方など、個人事業主ご本人のみを補償対象者とする契約のお引受はできませんのでご注意ください。

#### ③保険期間

2019年3月1日から2020年3月1日午後4時まで1年間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### ④お申込み締切日

2019年2月19日(火)(加入申込票の引受保険会社到着日)

#### ⑤ご提出先

一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)

#### ⑥ご加入手続の方法

- ・同封の見積依頼書に必要事項を記入のうえ、2019年2月15日までに取扱代理店にFAX(03-5289-7653)でお送りください。保険料を試算のうえ、お見積書および請求書をお送りします。
- ・中途加入は毎月20日までに取扱代理店でお手続きください。補償期間は翌月1日より2020年3月1日 までとなります。
- ・加入申込票の記入方法について 申込人の氏名・住所欄に記入・押印のうえ、その他必要項目をご記入ください。

#### ⑦保険料の払込方法

保険料は、一時払となります。

保険料は必ずご加入と同時にお支払いください。取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

#### 8加入者証

ご加入いただいた会員には、加入の証として加入者証を後日協会よりお送りいたします。 加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管ください。

### ⑨中途加入

随時加入することが可能です。

### 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります(加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。)。 だし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

【お引受できないご加入(補償対象者)の例】

- ・シルバー人材センターの会員・登録者
- ・愛好会・クラブ等の会員
- 労働組合の組合員

上記のような保険の引受をご希望の場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### ●人数方式

下表の区分Ⅰ~Ⅳの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます。(区分Ⅰ~Ⅳに該当することを前提に、役職名 等の客観的基準により補償対象者の範囲を設定することも可能です。)

| 3 7 B B B B B B B B B B B B B B B B B B |           |   |  |
|---|-----------|---|--|
| 区分                                      | 補償対象者区分   | 補償対象者   |  |
| Ι                                       | 役員等       | 記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます。)  |  |
| $\Pi$                                   | 従業員       | 記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)   |  |
| $\blacksquare$                          | 下請負人等     | ●記名被保険者が建設業者の場合:下請負人 (注1)<br>●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合:傭(よう)車運転者 (注2)   |  |
| IV                                      | 派遣、委託作業者等 | I ~Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者 |  |

#### (注1) 下請負人

建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および 使用人をいいます。

#### (注2) 傭(よう) 車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人(数次の請負による場合は1次請負人に限ります。)および業務委託契約におけ る受託人(数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。)をいいます。なお、傭(よう)車運転者が使用者である場合は、役員等お よび使用人をいいます。

#### 事故が発生した場合の手続

○事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡くだ さい。

#### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス 0120-258-189 (無料)へ

○保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受 保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

### お問い合わせは

〈取扱代理店〉 一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)

所在地: 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 3-4 S-GATE 大手町北 6F

TEL: 03-5289-7651 FAX: 03-5289-7653

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社 公務部東京公務室

所在地: 〒101-0081 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 TEL: 03-3259-7593 FAX: 03-3259-7581

### 「災害補償規定等の有無」とお支払いする保険金の限度額

お支払いする保険金は、災害補償規定等の有無により、以下のいずれかが限度額となります。災害補償規定等の内容をご確認い ただき、ご契約ください。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合 保険証券に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された補償金の額のいずれか低い額
- ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合 保険証券に記載された支払限度額

### 他の保険契約等がある場合にお支払いする保険金の限度額

他の保険契約等(労働災害総合保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金または共済金の額とこの保険契約によりお支払いすべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合には、他の保険契約等から支払われる保険金または共済金の額と合わせて、損害の額を限度に、この保険契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします。

### 保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。(雇用慣行賠償責任補償特約、およびコンサルティング費用補償特約を除きます。)

JISA 業務災害補償保険(保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合)をP9でご説明します。

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店また引受保険会社までお問い合わせください。

# 4. 増加する雇用トラブルについて

### 「雇用慣行賠償責任補償特約」の保険金をお支払いする主な場合

被保険者 (\*1) が、日本国内において補償対象者 (\*2) に対して行った不当行為 (差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為 等) に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(\*1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。

①記名被保険者

②記名被保険者のすべての役員および使用人 <sup>(注)</sup>。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、上記の損害を被る方に 限ります。

(注)記名被保険者のすべての役員および使用人 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より 前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(\*2) 補償対象者(注)

| 区分   | 役員等 | 正社員 | 11°-+• 7/111°1+ | 下請負人 | 派遣労働者 |
|------|-----|-----|-----------------|------|-------|
| 補償対象 | 0   | 0   | 0               | 0    | 0     |

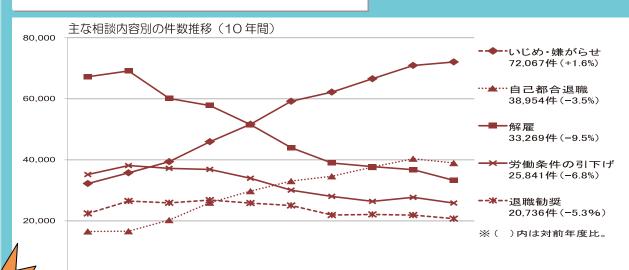
雇用形態の多様化により、正社員以外からも相当数 の相談が寄せられている!! (注)補償となるのは各区分の方を補償対象者に設定 している場合に限ります。



| H29 年度 | 正社員    | パート・<br>アルバイト | 派遣<br>労働者 | 有期雇用<br>労働者 | その他・不明 | 合計      |
|--------|--------|---------------|-----------|-------------|--------|---------|
| 利用件数   | 95,032 | 35,971        | 12,448    | 30,754      | 78,800 | 253,005 |
| 割合     | 37.60% | 14.20%        | 4.90%     | 12.20%      | 31.10% | 100%    |

厚生労働省「平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況」

### 近年増加する雇用トラブルへの備え



20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 厚生労働省「平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況」

企業の雇用に関するトラブルは近年増加しています。 パワハラにあたる「いじめ・嫌がらせ」の相談件数がトップ!!

\_

不当解雇

# 5. 補償の詳細

#### 死亡補償保険金



#### 従業員等が死亡した場合

例) 出勤途中に交通事故でケガを して亡くなったため、事業者 が補償金を支出した。

#### 後遺障害補償保険金



#### 従業員等に後遺障害が残った場合

例)業務中に階段から転落してケガを して、後遺障害が残ったため、 事業者が補償金を支出した。

#### 雇用慣行賠償責任補償特約



ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より保険期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

#### コンサルティング費用補償特約



従業員等の保険期間中の業務上の事由による ケガまたは病気(業務上の事由によると疑わ れる場合を含みます)等により、事業者が当 社の書面による同意を得て支出した日本国内 で行うコンサルティングに関する費用を補償 します。

### 付帯サービス

# 人事・労務相談デスク

- (注1) すべての契約に付帯されるサービスです。
- (注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般 的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。

従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。

(雇用慣行賠償責任補償特約およびコンサルティング費用補償特約を除きます。)

詳細については普通保険特約約款・特約を確認ください。また、ご不明な点については

取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

# メンタルヘルスサポート [受付時間] 平日10:00~17:00

#### マネジメントサポート

EAPコンサルタント (\*\*) が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

#### 職場復帰サポート

EAPコンサルタント $^{(**)}$ が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

#### リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント <sup>(※)</sup> が職場復帰のためのリハビリ全般 に関する相談にお答えします。

### メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(※) EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング 経験を有する専門職です。

### 法律・税務・人事労務相談 [受付時間] 平日10:00~17:00

### 法律相談 (予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する 相談にお答えします。

### 人事労災相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

### 税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。





# 6. 保険金をお支払いする場合・ お支払いする保険金の額

保険金・特約の種類

保険金をお支払いする場合

I. 基本補償(1) 【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金】

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

#### 死亡補償保険金 ★死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険金

支払特約

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害(\*)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死 亡した場合

(\*)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状

| _ |                       |         |                     |
|---|-----------------------|---------|---------------------|
|   | 外因の分類項目               | 基本分類コード | 具体的な症状の例            |
|   | 熱および光線の作用             | T 6 7   | 熱射病、日射病             |
|   | 気圧または水圧の作用            | T70     | 潜函(かん)病 <減圧病>       |
|   | 低酸素環境への閉じ込め           | W8 1    | 低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症 |
|   | 高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露 | W94     | 深い潜水からの浮上による潜水病     |

(注) 上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。

#### <お支払いする保険金の額>

補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

- (注1) 同一の事故・同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・ 後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。
- (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

#### 後遺障害補償保険金 ★死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険金 支払特約

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

#### くお支払いする保険金の額>

補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。

- (注1)補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、 引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき、 後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。
- (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて、保険金をお支払いします。
- (注3) 保険期間を通じてお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。
- (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金・特約の種類

保険金をお支払いする場合

#### Ⅱ. 基本補償(2)

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

#### 雇用慣行賠償責任 補償特約

被保険者<sup>(\*1)</sup>が、日本国内において補償対象者に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、 人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為等)に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者<sup>(\*1)</sup> に対して日本国内において損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合

- (\*1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。
  - ① 記名被保険者
  - ② 記名被保険者のすべての役員および使用人(\*2)。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、「保険金をお支払いする場合」の損害を被る方に限ります。
- (\*2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

#### <お支払いする保険金の額>

- 一連の損害賠償請求<sup>(\*)</sup>および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- (\*) 損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当行為またはその不当行為に 関連する他の不当行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求が なされた時にすべてなされたものとみなします。

| 保険金・特約の種類          | 保険金をお支払いする場合   | お支払いする保険金の額  |
|--------------------|--|--|
| コンサルティング<br>費用補償特約 | 以下のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者(*1)が、日本国内で行うコンサルティング(*5)に関する右記「お支払いする保険金の額」①~③の費用を負担したとき(1)補償対象者※が、業務上の事由により身体の障害(*6)を被った場合(業務上の事由により身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。)(2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(*7)(*1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。(ア)上記の事象(1)に該当する場合に下表のとおり | 被保険者が当社の書面による同意を得て負担した次の ①~③の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上 妥当な費用に対して、補償対象者※1名につき、100万 円を限度に保険金をお支払いします。 ①左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した 時の相談等対応 ②再発防止対応 ③左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した ことによって失った記名被保険者※の信頼度を回復さ せるための広告宣伝活動等の方法の策定 (注) 損害※が生じたことにより他人から回収した金額が ある場合は、この金額を差し引いた額を限度とし ます。 |
|                    | 記名被保険者※が建設業<br>者の場合で、かつ、記名被<br>右記以外の場合 保険者の下請負人(*2)<br>の役員等または使用人が<br>補償対象者である場合   |  |
|                    | (a) 記名被保険者       (b) 記名被保険者の役員等(*3)         (c) 記名被保険者の下請負人(*2)(*4)         (d) 上記(c)の役員等(*4)  |  |
|                    | (イ)上記の事象(2)に該当する場合は記名被保険者(*2)建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。(*3)記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限ります。(*4)記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限ります。  |  |
|                    | (*5) コンサルティング事業者(上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。)が行う支援、指導または助言業務をいいます。 (*6) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*7) 日本国内においてなされた不当行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります。   |  |

### 用語のご説明

| 用語   | パーツ   |
|--|---|
| 記名被保険者   | 加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。   |
| 業務に起因して発生<br>した症状  | 補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③の要件をすべて満たすものをいいます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ その原因が時間的および場所的に確認できるもの ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。  |
| 業務に従事している間   | 次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ① 補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② ①にかかわらず、補償対象者が役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. のいずれかに該当する間 ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中 イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う場所にいる間 ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中 ③ ①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭(よう)車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。 |
| ケガ(傷害)   | 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 (*) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。 ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。 ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。   |
| 事故   |   |
| 支払限度額  | 保険金をお支払いする限度額をいいます。   |
| 職業性疾病  | 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの (*) をいいます。 (*) 振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵(じん)を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)第 1 条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。   |
| 職業性疾病等 職業性疾病のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。<br>①疲労の蓄積もしくは老化によるもの ②精神的ストレスを原因とするもの(*) ③かぜ症候群<br>(*)ストレス性胃炎等をいいます。 |   |
| 身体障害   | 傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。   |
| 損害 補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出<br>被る損害をいいます。  |   |
| 被保険者   | 保険契約により補償を受けられる方をいいます。  |
| 法律上の損害賠償<br>責任   | 主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任<br>をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。   |
| 保険金  | 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。   |
| 補償金  | 記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。   |
| 補償対象者  | JISA業務災害補償保険(5ページ)をご参照ください。   |
| 労災保険法等   | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)もしくは船員保険法(昭和14年法律第73号)またはその他日本国の<br>労働災害補償法令をいいます。   |

# 7. 保険金をお支払いしない主な場合

保険金・特約の種類

保険金をお支払いしない主な場合

#### I. 基本補償(1)

【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金】

#### 死亡補償保険金

★死亡補償保険金· 後遺障害補償保険金 支払特約

#### 後遺障害補償保険金・ ★死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険金 支払特約

#### 共通事項(1)

- ◆ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ 風土病
- ⑥ 職業性疾病等
- ⑦ 原因がいかなる場合でも、頸 (けい) 部症候群 (いわゆる 「むちうち症」をいいます。)、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも補償対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑨ 原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。)によって生じた肺炎

#### 共通事項(2)

- ◆次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① 補償対象者の故意または重大な過失
- ② 補償対象者の自殺行為
- ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間
- ④ 補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険命をお支払いします。)
- ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療による ものである場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑦ 補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間
- ⑧ 補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間

筀

#### 補償対象外となる運動等

山岳登はん(\*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(\*2) 操縦(\*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(\*4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

- (\*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
- (\*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (\*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (\*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。)を除きます。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

#### Ⅱ. 基本補償 (2)

#### 【雇用慣行賠償責任補償特約】

#### 雇用慣行賠償責任補 償特約

- ◆直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
- (1)実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
  - ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
  - ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求
  - ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求
- (2) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②および③の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
  - ①初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求
  - ②初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(\*1)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ③この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(\*1)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ④この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因 する一連の損害賠償請求
  - ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾(じょう)に 起因する損害賠償請求
  - ⑥地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
- (3) 役員または使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償請求 (\*2)
- (\*1) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (\*2) 労働基準法、労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他労働災害補償法令に定められた業務上災害補償の履行に関する損害賠償請求を含みます。

等

#### コンサルティング 費用補償特約

- ◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの 特性
- ◆「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠 償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害につい ては保険金をお支払いしません。
- ① 初年度契約 (\*1) の保険期間の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約 (\*1) の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 (\*2) に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 (\*2) に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (\*1) 継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。
- (\*2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

等

# 8. ご注意いただきたいこと

- ①補償を受けられる方は、くご契約の仕組み>(P.4)をご参照ください。
- ②次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容や保険料を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 〇著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払または その請求があった場合
- ③ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ④ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. ご加入時における注意事項(1)(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)(P.16)」をご参照ください。
- ⑤取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収 証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みい ただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ⑥ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「3. ご加入後における注意事項(1)(ご加入後にご連絡いただくべき事項 通知義務等)」(P.16)をご参照ください。

#### 重要事項のご説明

この書面では JISA 業務災害補償保険(業務災害補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。 ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には加入申込票等に記載の内容が、お客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・ 特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。 申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

#### 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

#### 1 ご加入前におけるご確認事項

#### (1) 商品の仕組みおよび引受条件等

①商品の仕組み 契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約(注1) + 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金特約 + 雇用慣行賠償責任補償特約

お支払いする主な保険金の種類は、「②補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。

(注1)次の特約となります。

・業務災害補償保険追加特約・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

#### ②補償内容

### ■被保険者 契約機要

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が異なります。詳細は普通保険約款・特約で ご確認ください。

■記名被保険者 契約概要

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

■補償対象者 契約概要

JISA業務災害補償保険(5ページ)をご参照ください。

■補償の対象 契約概要

企業等の事業者(記名被保険者)の業務に従事する方(補償対象者)が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った 場合等に、記名被保険者が支出する費用等を補償する保険です。

■保険金をお支払いする主な場合 契約概要

JISA業務災害補償保険(9ページ)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報 JISA業務災害補償保険(12ページ)をご参照ください。

③支払限度額 契約概要

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は「お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄にてご確認ください。

④保険期間・補償の開始時期

#### **■保険期間** 契約概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険(表紙)をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。 保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合<sup>(注)</sup>を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。 **保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間 に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。** 

(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4)保険料の払込猶予期間等の取扱い」(16ページ)をご参照ください。

#### (2) 保険料 契約概要

#### ①保険料

保険料<sup>(注)</sup> は、支払限度額・保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払 実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料 $^{(\pm)}$ につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

#### (3) 保険料の払込方法 契約 概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険(4ページ)をご参照ください。

#### (4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、JISA業務災害補償保険(4ページ)記載の方法により払い込みください。JISA業務災害補償保険(4ページ)記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

#### (5) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 2 ご加入時におけるご注意事項

#### (1) 告知義務 (加入申込票の記載上の注意事項) \_ 注意喚起情報

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。

加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこの保険契約のご加入の申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその 内容(保険種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2) クーリングオフ(ご加入申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

#### (3) その他

保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料<sup>(注)</sup>を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

#### 3 ご加入後におけるご注意事項

#### (1) ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等) 注意喚起情報

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく) 取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ○加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ○ご加入時にご提出いただいた申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

#### (2) 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

この保険契約から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■脱退(解約)の条件によって、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少 始期日なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に脱退(解約)した場合、解約返れい金 は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

ト。 未経過期間 せ 少 始期日 解約日 満期日 金 ござい。 保険期間

■脱退(解約)に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、脱退(解約)日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

#### (3) 失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (4) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

#### (5) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

#### 4 その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### (2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

#### (3) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお 支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。 この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### (4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

| ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例 | 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス |
|------------------------------------|--|
| ②提携先等の商品・サービスのご案内の例                | 自動車購入・車検の斡旋                              |

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

#### (5) 特約などの補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約などの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注) 1 契約のみに特約などをセットした場合、ご契約を解約したときなどは特約などの補償がなくなることがあります。ご注意ください。 <補償が重複する可能性のある主な特約など>

| 今回ご加入いただく補償     | 補償の重複が生じる他の保険契約の例                        |
|-----------------|--|
| ①雇用慣行賠償責任補償特約   | ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター(建設業用) 雇用慣行賠償責任補償特約 |
| ②コンサルティング費用補償特約 | 労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約                  |

#### (6) ご加入条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、 継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

#### (7) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

#### (8) 事故が発生した場合の手続

①事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友会場へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料) へ

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- \*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- \*2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

|   |   | 死亡・  |       |    |
|---|---|------|-------|----|
| 保険金のご請求に必要な書類<br>   | 書類の例  | 後遺障害 | 入院·手術 | 通院 |
| (1) 引受保険会社所定の保険金請求書   | 引受保険会社所定の保険金請求書   | 0    | 0     | 0  |
| (2) 引受保険会社所定の事故状況報告書  | 事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)                                       | 0    | 0     | 0  |
| (3) 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、災害補償規定等   | 災害補償規定等(写)  | 0    | 0     | 0  |
| (4) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書  | 警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等                                   | 0    | 0     | 0  |
| (5) 補償対象者であることを確認するための書類  | 従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書<br>(写) 等                       | 0    | 0     | 0  |
| (6) 死亡を証明する書類および補償対象者の戸籍 謄本   | 死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族<br>の戸籍謄本                          | 0    |       |    |
| (7) 後遺障害の程度を証明する補償対象者以外の 医師の診断書   | 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等<br>検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等      | 0    |       |    |
| (8) 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)                                  | 補償金の振込伝票(写)または補償金受領書  | 0    | 0     | 0  |
| (9) 保険金を補償金に充当することについての補償<br>対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書<br>(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険<br>金を請求する場合)(注) | 保険金を補償金に充当することについての承諾書、保険金請求に関する了知確認書(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合) | 0    | 0     | 0  |
| (10) 身体障害の程度および手術の内容を証明する<br>補償対象者以外の医師の診断書   | 引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収<br>書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等           |      | 0     |    |
| (11) 入院した日数を証明する病院または診療所の<br>証明書  | 引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収<br>書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等           |      | 0     |    |
| (12) 身体障害の程度を証明する補償対象者以外の<br>医師の診断書   | 引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収<br>書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等           |      |       | 0  |
| (13) 通院日数を記載した病院または診療所の証明<br>書類   | 引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収<br>書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等           |      |       | 0  |
| (14) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類  | 引受保険会社所定の同意書、労災保険法等の支給請求書<br>(写)、支給決定通知書(写) 等                 | 0    | 0     | 0  |

- (注)「保険金の請求に関する特約」をセットしたご加入で、補償対象者またはその補償対象者の遺族の承諾を得る前に保険金を請求する場合は、「保険金請求についての確約書」をご提出いただきます。この場合、保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内に、補償対象者またはその補償対象者の遺族に対して補償金を支払ったことを確認できる書類をご提出いただくことが必要となります。
  - ■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>
    - (注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
    - (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

- (注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- ■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- ■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。
  - ③示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

#### 【取扱代理店】

一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)

〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目3-4 S-GATE大手町北6F

Tel.03-5289-7651 Fax.03-5289-7653 e-mail:sonpo@jisa.or.jp

#### 【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

公務部 東京公務室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

Tel.03-3259-7593 Fax.03-3259-7581

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

受付時間:平 日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます。) ※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

#### 指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 (ナビダイヤル(有料)) 受付時間:平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

使用期限 2020年 3月 1日 承認番号 A18-102309

# 一般社団法人情報サービス産業協会 行

(Email: sonpo@jisa.or.jp FAX: 03-5289-7653)

# J I S A 『雇用慣行賠償責任保険制度』 保険料見積依頼シート

| 保険料をお見積書いたしますので、各事項をご記入の上、<br>上記宛先までEメールまたはFAXでお送りください。 |  |      |   |  |  |  |
|---|--|------|---|--|--|--|
|   |  |      |   |  |  |  |
|   | 記入日年   | J    | 目日  |  |  |  |
| 貴社名:  |  |      |   |  |  |  |
| 部署名:  | ご担当:   |      |   |  |  |  |
|   | C J= -1 ·  |      |   |  |  |  |
| ご住所:〒   | =  |      |   |  |  |  |
| TEL:  | – – Email:   |      |   |  |  |  |
|   | <b>斗算出の基礎数値</b> いずれかを選択の上、貴社在籍人数を告知ください。   |      |   |  |  |  |
| 契約方式  | 補償対象者(いずれか選択)  | ★保険料 | の算出の基礎                                      |  |  |  |
|   | □ 役員+従業員   |      | 名   |  |  |  |
| 人数方式  | □ 役員+従業員+派遣社員·委託作業者等   |      | 名   |  |  |  |
| 2. リスク  | <b>ク診断割引</b> 質問項目についてご回答ください。  |      |   |  |  |  |
| 番号  | 質問項目   | ★ 回答 | Ē   |  |  |  |
| 1   | 保険契約締結時点で、IS09001、IS014001、IS022000、HACCPのいずれかの認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません。)である。                     | 口はい  | □いいえ  |  |  |  |
|   | 安全衛生管理規定を作成している。   | □はい  | □いいえ  |  |  |  |
| 3   | 「ゼロ災運動」、「危険予知訓練(KYT)」等、職場の安全管理に取り組んでおり(中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません。)、文書(電子媒体形式を含みます。)により、その記録が確認できる。 | 口はい  | □いいえ  |  |  |  |
|   | 保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する。(引受保険会社は問いません。) フリート契約の場合・・・優良割引20%以上 ノンフリート契約の場合・・・全車7等級以上         | □はい  | □いいえ  |  |  |  |
|   | 経済産業省「健康経営優良法人認定制度」または厚生労働省「安全衛生優良<br>企業公表制度」の認定を受けている。  | 口はい  | □いいえ  |  |  |  |
| 3. 初年月  | <b>度メリット割引</b> 質問項目についてご回答ください。  |      |   |  |  |  |
| 番号  | 質問項目   | ★ 回答 | Ş   |  |  |  |
| 1   | 直近年度の「労災保険料率決定通知書」に記載された政府労災保険のメリット増減率についてご回答ください。   |      | -45%・-40%<br>-35%・-30%<br>-25%・-20%<br>上記以外 |  |  |  |
| 2   | 保険会社を問わず、同種の保険契約における過去の事故の発生状況についてご回答ください。   |      | 直近2年以上<br>無事故                               |  |  |  |

上記以外